第16回 国分川調節池を育む会

日時: 平成 25年6月 30日(日)

10 時~

場所:曾谷公民館 第1、第2研修室

次 第

- 1. あいさつ
- 2. 全体会
 - (1) 国分川調節池の整備状況について

(千葉県真間川改修事務所)

- (2) 平成25年度上部活用事業スケジュールについて
 - (市川市みどり整備課)
- (3) 桜の植樹等について

(市川市みどり整備課)

(4) 市川市の公園管理について

(市川市みどり管理課)

(5) 公園管理制度等について

(千葉大学大学院園芸学研究科 近江氏)

3. その他 (事務連絡)

〈資料〉

- 1.【基本計画図】整備年度別区域図
- 2. 平成25年度 国分川調節池上部活用事業スケジュール
- 3. 国分川調節池(市道2038号)への桜の植樹について
- 4. 桜の植樹標準断面図
- 5. 道の駅周辺の将来イメージ図
- 6. 公園の管理業務について
- 7. 市民参加による公園等の管理作業に関する協定書

事務局(市川市役所 みどり整備課)

TEL: 047-332-8774 (直通)

FAX: 047-332-8749 (河川・下水道整備課内)

メール: midoriseibi2@city.ichikawa.chiba.jp

国分川調節池整備方針

○国分川調節池整備テーマ

人と生き物の輝く池を次の世代に手渡そう!

○整備基本方針

1) 地域を洪水の被害から守り、治水に対する理解を深める

- ・洪水の危険から地域を守る治水機能を確保する。
- ・日常の利用により、治水の重要性を知り、興味を育む場、一人ひとりの取り組みかたを知る場とする。

2) ふるさとの自然を復元し、子どもたちや次の世代へと伝える

- ・自然ネットワークの大拠点となる豊かな自然を復元する。
- ・さまざまな生き物を育む、多様な環境を復元する。
- ・川の水質改善など、自然のもつ機能を発揮させる

3) 人と人、人と自然のふれあいを育む

- ・子どもたちが、ふるさとの自然と自由にふれあえる場とする。
- ・懐かしさを感じる風景の中で、穏やかに過ごすことのできる場とする。
- ・子どもから高齢者等まで、世代を越えた様々な人々の交流の場とする。

4) 緑豊かな木々に彩られた、雄大で多様な水辺の風景をつくる

- ・市川の原風景を感じる場とする。
- ・周辺から見える緑を増やし、住環境の向上に役立てる。
- 自然と調和する施設整備を行う。

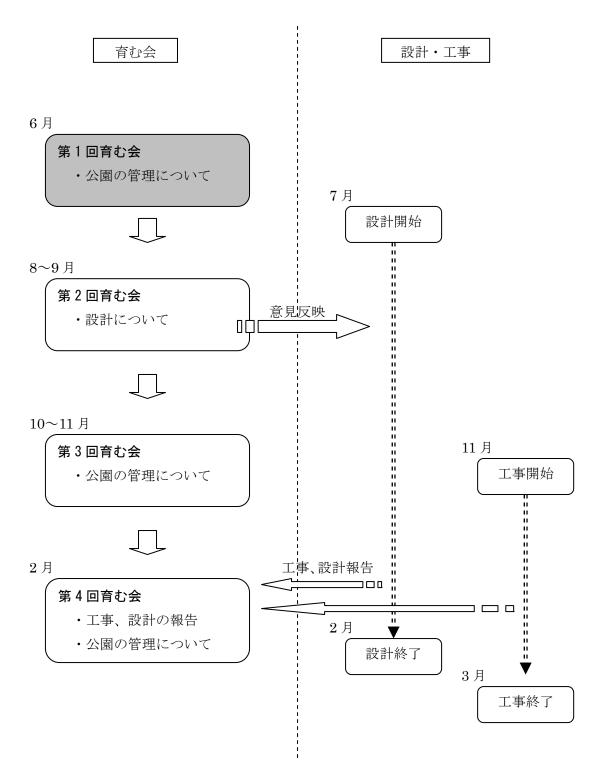
5) イベントや運営への参加を通じて、国分川調節池への愛着を育む

- ・市民の知恵と経験を活かしつつ、市民と行政のパートナーシップに基づく 管理を行う。
- ・管理費用の抑制に配慮した整備を行う。

【基本計画平面図】 整備年度別区域図(H25~H29)(案) 全般的な対応方策 【上部活用の基本的な考え方】 ○治水機能の確保 ○利用者の安全対策 ○周辺環境、自然環境に配慮 散策・休息ゾーン ○基本的に修復に多額の費用を要しない利用 多目的利用ゾーン 〇ユニバーサルデザインに配慮 【安全性確保に関する対策】 【整備方針】 【整備方針】 〇安全確保のため、開園時には管理者を常駐 〇自然に囲まれながら、散策や休息ができる区域 〇日常の運動やイベントなど様々な利用ができる区域 ○夜間は閉鎖 (閉園時間には出入り口の施錠) 【利用形態】 【利用形態】 【動線などに関する対策】 ○散策やウォーキング、休息や憩いなど ○野球やサッカー、ゲートボール、グラウンドゴルフなど、利用 ○園路は管理車両の通行を考慮した幅員を確保 可能な種目を限定することなく、多様なスポーツ利用に供する。 ○自転車・歩行車の相互の安全性確保のため、園路幅員・構造などに配慮 〇各種イベントの開催場所として活用する。 〇主要な園路は、バリアフリー化を図る ※排水処理対策により、今後、形状変更の可能性がある。 自転車歩行者道 緩斜面の ○多くの利用が想定されるエリア付近には駐輪場を設置 (管理用通路) エントランス 〇外周部の管理用通路には、防犯のための照明施設、柵を設置 観覧施設 防球ネット 駐輪場 園路 自転車歩行者道 (管理用通路) 管理用施設 物置 管理用車路 800 H 2 5 H 2 8 (1. 6ha) H 2 6 (2. 1ha) 観察デッキ (2. 5ha) 中池 観察園路 4. 8ha 管理用通路 2. 8ha 人の出入 駐輪場 H 2 9 H 2 6 りを制限 (0. 7ha) (2.8ha) する区域 春木川 東国分中学校 管理用通路 管理用車路 約90台 管理棟 観察デッキ 1. 1ha H 2 7 管理用通路 管理用通路 (0. 1ha) 観察デッキ (観察池) 市の整備計画 年度 整備内容 面積(ha) 散策·休息広場、多目的広場 25 自然復元ゾーン 千葉県の整備管理区域 散策·休息広場、駐車場 自然ふれあいゾーン 管理・駐車場ゾーン 中池 3.2 多目的広場 【整備方針】 【整備方針】 ○多様な生き物の生息空間となる内陸湿地の復元を図る区域 【整備方針】 管理棟 0.1 〇子どもたちが自然の中で自由に活動し、ふるさとの ○駐車場や管理施設を配置する区域 【利用形態】 28 散策·休息広場 2.1 生き物に触れ合える区域 ○野鳥等を主とする自然観察の場 【利用形態】 29 自然ふれあい広場 【利用形態】 ○基本的に人の出入り禁止(※観察会や管理の際の入場は可) ○車での来訪者のための駐車場所として活用 ○自然観察、自然散策、環境学習などの場として活用 ○管理や運営、情報発信、イベント開催など 合 計 9.8 〇身近な生物の生息可能な環境 (ビオトープ) づくり 200 ※排水処理対策により、今後、形状変更の可能性がある。 ※水源等確保の可能性や、調節池の掘削状況に応じて利用

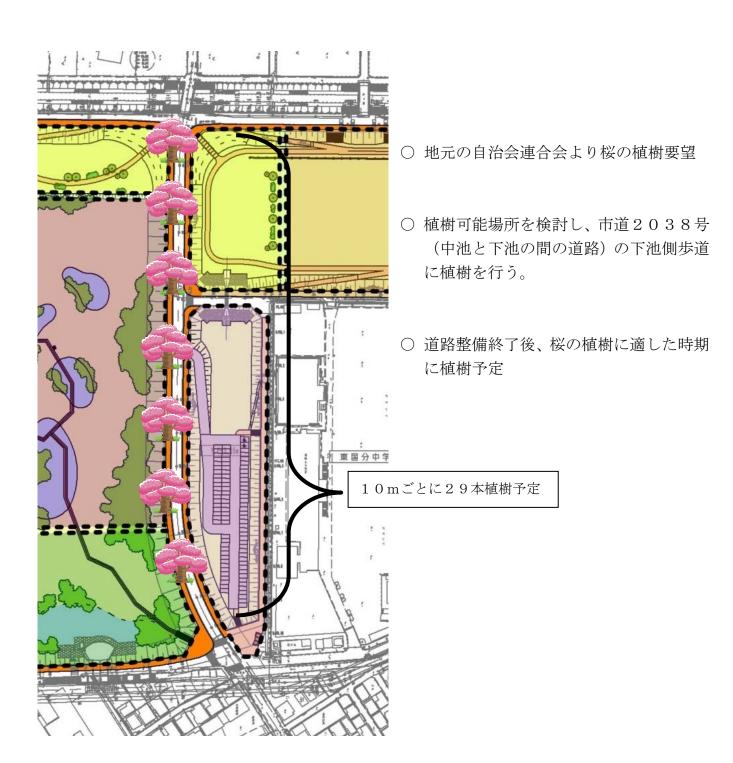
可能な形態が明確化してきた時点で対応を検討する。 ※今後の春木川改修工事の進捗とあわせて検討する。

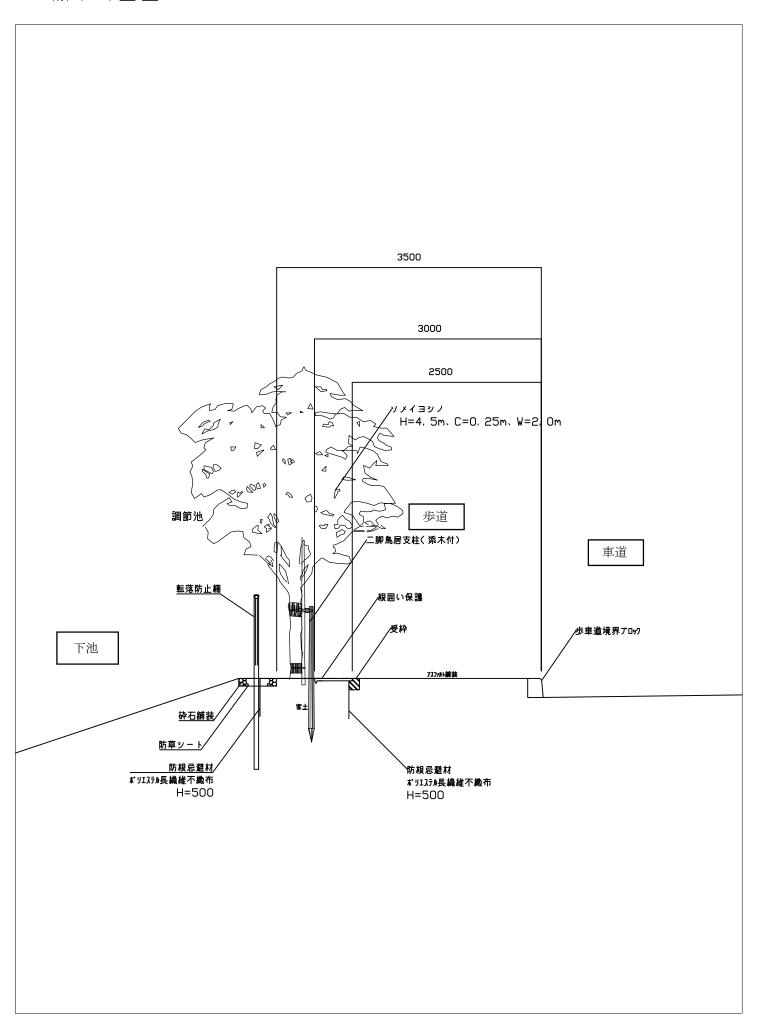
平成 25 年度 国分川調節池上部活用事業スケジュール

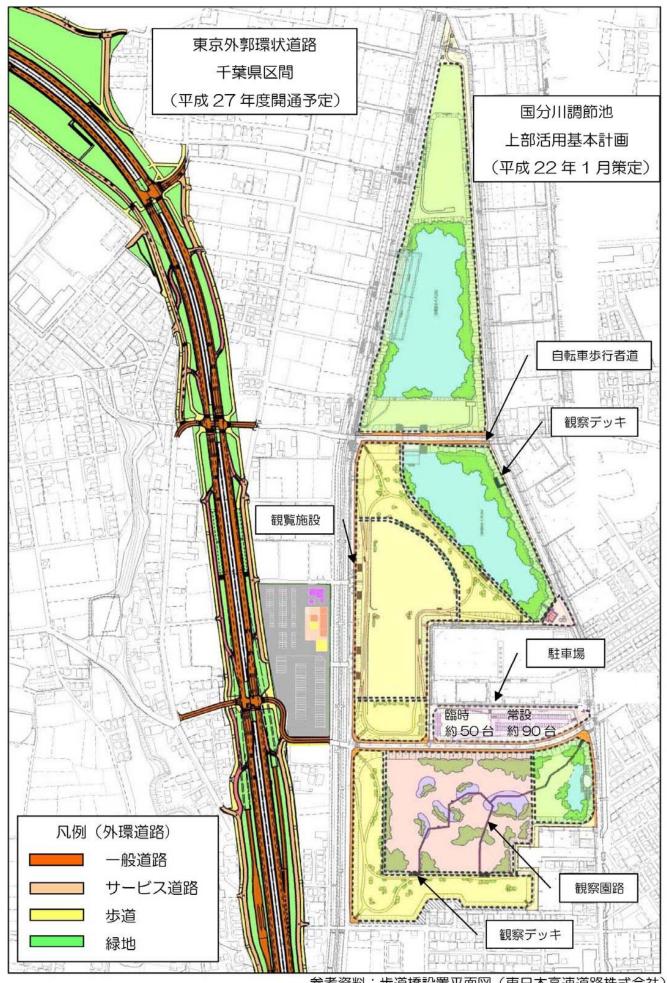


※ 上記は予定であり、状況により変更になる場合があります。

国分川調節池(市道2038号)への桜の植樹について







参考資料:歩道橋設置平面図(東日本高速道路株式会社)

国分川調節池上部活用基本計画

公園の管理業務について

○公園管理の主な作業

・ 施設の管理 : 遊具や施設の点検や修理等、施設の開閉

・ 樹木の管理 : 樹木の剪定や害虫駆除、枯れ木の伐採など

・ 草刈、除草 : 広場植え込み等の草刈や除草

・ 清掃 : 公園内のゴミ拾い、落葉の掃除等・ 花壇の管理 : 花壇への花の植栽、灌水、除草等

市民の参加により行う作業としては 草刈・除草・清掃・花壇の管理 等が挙げられる。

○公園管理の方法

- ・ 市川市内 (江戸川以北) を 4 地区にわけ、地区ごとの公園管理を造園業 者に委託
- ・ じゅん菜池緑地、小塚山公園、北方第二公園にそれぞれ管理事務所があ り、各地区の公園、緑地の巡回や緊急時の対応等を行っている。
- ・ 大洲防災公園、大柏川第一調節池緑地の管理事務所には職員を配置し、 施設の管理、巡回等を行っている。
- ・ 遊具、施設等の破損、故障は別途、専門の業者に依頼

※公園の維持管理は業者による管理が基本で、一部(草刈・清掃等)を市民の参加により行っている。

市民参加による公園管理について

- ○市民参加による管理の目的
 - ・ 地域コミュニティー活動の推進を図ること
 - ・ 地域の美観の向上を図ること
 - ・ 住民の地域の環境への関心を高めること
- ○市民参加による公園管理の事例
- 1. 清掃報償金による清掃活動

作業内容:公園の草刈、清掃 作業状況:110 団体 150 公園

「市民参加による公園等の管理作業に関する協定書」(別紙)に基づいて活動

- ・大洲防災公園愛護会 近隣の複数自治会で構成 自治会ごとに当番制により、清掃、除草、公園巡回等を行っている。
- 2. いちかわガーデニングクラブ (IGC) による花壇の管理

作業内容:公園内の花壇の植栽管理(花植えや灌水など)

作業状況:55団体59箇所 年1~3回花苗・肥料等を配布 「花壇管理支援事業登録要領」に基づいて活動 活動は基本的に花壇が設置してある公園のみ

- 3. ボランティアによる緑地の管理
 - ・ 緑地管理ボランティア

作業内容:緑地の清掃、草刈、樹木の間伐等

市民大学の卒業生を中心に活動

草刈や清掃、間伐等の作業を行う

樹木の間伐等、特殊な作業も含まれ、市民大学の卒業生が中心に活動 「公園緑地の整備作業に関する協定書」に基づいて作業

市民参加による公園等の管理作業に関する協定書

市川市(以下「甲」という。)と

(以下「乙」という。)とは、次のとおり

協定を締結する。

(目的)

第 1 条 この協定は、乙が甲の管理する公園及び児童遊園地(以下「公園等」という。)の日常的な管理作業(以下「管理作業」という。)を行うことにより、地域コミュニティー活動の推進と地域の美観の向上を図ることを目的とする。

(団体等の構成)

第2条 乙は、 の会員をもって構成するものとし、会員名簿を甲に提出するものとする。

(場所)

- 第3条 乙が管理作業をする公園等の名称及び面積は、次のとおりとする。
- (1) 名称
- (2) 面積 m²

(管理作業区分)

第4条 乙は、前条の公園等の 清掃・草刈 の管理作業を行うものとする。

(管理作業方法)

第5条 乙は、公園等の管理作業を行うときは、原則として指導者を配置し、別紙管理作業の手引きに基づき、作業を行うものとする。ただし、管理作業に当たる団体等の構成員(指導者を除く。)が管理作業の経験者や学識者による管理作業の講習や実技指導を受け、適切で安全な管理作業の方法を習得しているときは、指導者を配置しないことができる。

(報告書の提出)

- 第6条 乙は、甲に対し、6月、9月、12月及び翌年3月の各月の末日までに、当該各月以前3ヶ月の公園等の管理作業の状況について、管理作業報告書(別紙様式)及び作業前後の写真を添付することにより報告を行うものとする。
- 2 甲は、前項の報告のほか、必要があると認めるときは、公園等の実地検査を行うものとする。
- 3 甲は、乙が行う管理作業に関し必要があると認めるときは、公園等の実地検査を行うものと する。

(協定の解除)

- 第7条 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、この協定を解除することができる。
- (1) 甲が公園等を廃止したとき。
- (2) 乙が管理作業を継続できなくなったとき。
- (3) 乙が協定の内容を履行しないとき及び乙の管理作業の状況が著しく不適当と認められるとき。

(報償金)

第8条 甲は、市民参加による公園等の管理作業に関する要綱(平成12年4月1日施行)に基づき、乙に報償金を支払うものとする。

- 2 報償金は、年額 円とする。
- 3 甲は、乙の請求に基づき、報償金を上半期(4月から9月まで)と下半期(10月から翌年3月まで)分けて支払うものとする。
- 4 甲は、前項の請求があったときは、上半期分については 10 月末までに、下半期分については 翌年 4 月末日までに報償金を支払うものとする。

(返環)

第 9 条 甲は、乙が偽りその他不正の手段により報償金の交付を受けたときは、その金額又は 一部を返還させるものとする。

(事故等)

- 第 10 条 乙は、管理作業中に事故等が起きたときは、指導者を通して直ちに、甲に報告するものとする。
- 2 指導者は、常に安全管理に努めるものとする。
- 3 乙は、管理作業に従事している者に事故等が発生したときのために、これに適応した適切な 保障等ができるよう努めるものとする。

(協定の期間)

- 第 11 条 この協定の期間は、平成 年 月 日から平成 年 月 日とする。 ただし、同日前 1 ヵ月までに甲及び乙のいずれらも何らの意思表示がないときは、この協定の 期間は、更新されるものとする。
- 2 前項ただし書の規定にかかわらず、翌年度以降において歳入算出予算の金額について、減額 又は削除があったときは、この協定は、解除するものとする。

(その他)

第 12 条 この協定について疑義が生じたとき又はこの協定に定めのない事項については、甲乙が協議して決定する。

この協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成 年 月 日

住所 市川市八幡1丁目1番1号

甲 市川市

氏名 市長 大 久 保 博

住所

乙

氏名